		移動 固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
		地球探査衛星（地球から宇宙）　J 253	公共業務用 一般業務用	
	［略］	［略］	［略］	［略］

国内周波数分配の脚注

［J 1～J 215　略］

J 216

3400―3600MHzの周波数帯は、二次業務で無線標定業務の公共業務用にも使用することができる。

［J 217～J 295　略］

［別表１～10―１　略］

別表10―２　携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
［略］	［略］
1710MHzを超え1785MHz以下	1805MHzを超え1880MHz以下
［略］	［略］

別表10―３　携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表

2010MHzを超え2025MHz以下
3400MHzを超え3600MHz以下

［別表10―４～11―３　略］

		固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用
		地球探査衛星（地球から宇宙）　J 253	公共業務用 一般業務用
	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

国内周波数分配の脚注

［J 1～J 215　同左］

J 216（未使用）

［J 217～J 295　同左］

［別表１～10―１　同左］

別表10―２　携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表

陸上移動局用周波数帯	基地局用周波数帯
［同左］	［同左］
1744.9MHzを超え1784.9MHz以下	1839.9MHzを超え1879.9MHz以下
［同左］	［同左］

別表10―３　携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表

2010MHzを超え2025MHz以下
3480MHzを超え3600MHz以下

［別表10―４～11―３　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した傍記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第三十一号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第三百十九号（電波法施行規則第十五条の二第二項第一号及び第三号の規定に基づき、同項第一号及び第三号の無線局に使用させる電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年一月二十五日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
次の表の左欄に掲げる無線局に使用させる電波の周波数は、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。		［同左］	
無線局	周波数	無線局	周波数
1　施行規則第15条の２第２項第１号に掲げる基地局	860MHzを超え890MHz以下 945MHzを超え960MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下	1　［同左］	860MHzを超え890MHz以下 1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下